

【日本 NP 教育大学院協議会の NP 教育課程認定に関する細則】

(趣旨)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会正会員入会基準第 2 条第 3 号に規定する NP 教育課程認定規程に関する細則を定める。

(基準)

第 2 条 日本 NP 教育大学院協議会「NP 教育課程認定に関する規程」第 5 条第 1 項に規定する審査は、次の各号に掲げる基準によって行う。

- 1 学校教育法第 104 条に定める修士の学位を取得する上で必要な要件（30 単位以上）を満たすこと。
- 2 診療看護師（NP）の活動領域をプライマリ・ケア領域とクリティカル・ケア領域の 2 つに大別し、各教育課程では、いずれかの領域の特徴を考慮した科目を 2 単位以上設けること。
- 3 各科目を担当する教員は、科目に関連した大学教育、大学院教育あるいは診療看護師（NP）・医師・看護管理者・その他関連する職種の経験があること。
- 4 NP 教育に必要な施設、備品が準備されていること。
- 5 NP 教育に必要とされる図書、IT 環境が整備されていること。

附則

第 1 条 この細則は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。

第 2 条 本則第 2 条に掲げる基準の適用において、平成 26 年 4 月現在の具体的な教育基準については、別表のとおりとする。

第 3 条 この細則は、令和元年 11 月 15 日から施行する

第 4 条 本則第 2 条に掲げる基準の適用において、令和 5 年 12 月現在の具体的な教育基準については、別表のとおりとする。なお、附則第 2 条は廃止する。

第 5 条 この細則は、令和 5 年 12 月 23 日から施行する